

危険物安全週間のお知らせ

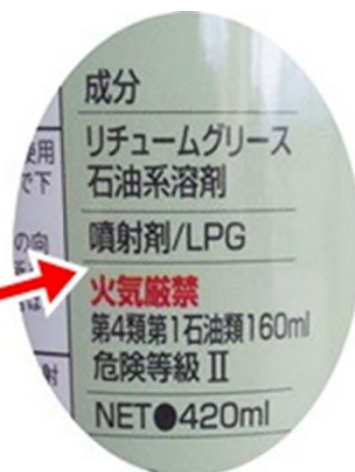
6月7日（日）から6月13日（土）までは『危険物安全週間』です

「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」

令和8年度 危険物安全週間推進標語（最優秀作品）

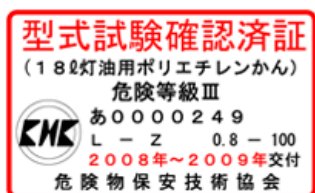
ガソリンや灯油等の危険物は取り扱う量が少量であれば一般の方でも扱える身近なものです。また、その他にも虫よけスプレーや消毒用アルコール等も危険物に該当します。危険物に該当するものには容器に「類別」や「品名」等が記載されています。

危険物は貯蔵方法や取り扱う際の一瞬の油断が事故や災害につながります。収納容器等に記載されている説明をよく読み、危険性や注意事項を確認しましょう。



○ガソリンの取扱いを確認しましょう

- ・消防法令等に基づく試験に合格した容器を使用しましょう。（写真㊸㊹：試験確認済みであることを示す印）
- ・灯油用ポリエチレン容器にガソリンを入れてはいけません。運搬中の振動等により静電気が蓄積するなど非常に危険ですので、金属製の携行缶を使用しましょう。
- ・ガソリンの噴出は非常に危険です。携行缶のキャップを開ける前に、給油する機器の電源を止め、周囲に火気がないことや換気が良好であることを確認してから、圧力調整ネジをゆっくり開放し、エア抜きを行いましょう。（写真㊺：①圧力調整ネジ）



問十和田地域広域事務組合消防本部
予防課 TEL 25-4113